ごあいさつ

人権は、全ての人が生まれながらに持っている権利で、人として、誰からも侵されることのない基本的権利とされ、一人ひとりの意識によって守られ、尊重されるべきものです。

昭和 20 年 10 月 24 日に効力が発生した国連憲章では、人権について、第1条の目的「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること。」と記載しています。

わが国においては、憲法第 11 条で「基本的人権が保障」され、第 13 条により「基本的人権が尊重」され、第 25 条では「生存権」が規定され、人権の確保がうたわれております。

個別法としては、平成 12 年に人権尊重の理念の普及と国民の理解を深めることを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体においても、地域の実状を踏まえた人権政策を実施することが求められました。

当市においては、人権教育・啓発の推進に総合的かつ計画的に取り組むため、平成 30 年3月に「阿賀野市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発の総合的な推進を図ってまいりました。

人権の世紀と言われる 21 世紀に入り、23 年が経過した現在、国においては様々な人権に関する法整備が進む一方、残念なことに高齢者や児童等への虐待や女性や障がいのある人への差別、外国籍者への偏見等、種々の人権問題が後を絶ちません。

また、近年では性的少数者（LGBTQ）に対する差別や偏見、インターネットやSNS上における人権侵害が深刻化しています。

このような状況を踏まえ、令和4年に実施した、「人権に関する市民意識調査」を基に必要な見直しを行い、このたび、「第2次阿賀野市人権教育・啓発推進計画」を策定いたしました。

市は、この計画に基づき、市民一人ひとりの意識の醸成を図るとともに、関係機関・団体と連携し、あらゆる差別や人権侵害をなくすため、学校、地域、家庭、職場等を通じて、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「阿賀野市人権教育・啓発計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、意識調査へのご協力や貴重なご意見をお寄せいただきました多くの市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

阿賀野市長　田中　清善